平成２９年（フ）第７９６号
千葉県流山市大字東深井1112番地の11　パルテール江戸川台311
債務者　田栗　敬三
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８３７号
千葉県野田市清水654番地の１　フォレストＡ棟202
債務者　生水　優子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１１１号
山口市朝田1412番地２　レオパレスコスモガーデン105号、前住所山口県防府市岩畠２丁目６番３号　サニーメゾンＡ202号室
債務者　舞田　尚之
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
山口市朝田1412番地２　レオパレスコスモガーデン105号、前住所山口県防府市岩畠２丁目６番３号　サニーメゾンＡ202号室
債務者　舞田　奈美
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
山口県宇部市大字上宇部2544番地２　リバータウンＧ２号、従前の住所山口県宇部市大字上宇部191番地９
債務者　友光　祥太
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１１２号
山口県宇部市大字小串91番地10　ろしゅうケアセンター
債務者　棟久　光枝
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２７４号
長崎県長崎市万才町２番７号　松本ビル601号
債務者　岩下　明美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
茨城県つくば市高野台３丁目12番地26　ベルコーポ101号
債務者　大沼　翔吾
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４３号
茨城県古河市下大野2965番地29　鈴木ハイツ202
債務者　池田　　競
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１５８号
富山市八尾町福島340番地１　グリーンヒル八尾402号
債務者　新木　光浩
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６２号
富山市長江４丁目６番12号
債務者　中森龍太郎
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９０号
兵庫県高砂市春日野町２番６号
債務者　松田　知志
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５２６号
兵庫県加古川市尾上町安田83番地の１　メゾン木森Ｂ－５号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町安田116番地の３　ハイツ木村205号
債務者　今西　　薫
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８８４号
福岡市南区老司４丁目３番22―205号
債務者　佐田　　愛（旧姓釋迦堂）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９２３号
福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目２番５―602号
債務者　森山　美香
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９８１号
福岡市東区香住ヶ丘４丁目22番８号
債務者　岩下　誠二
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８３号
長崎県長崎市飯香浦町4490番地
債務者　峰　　元美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係